

点呼の実施

トラックの安全運行を確保するため、最前線で安全管理を担う専門家である運行管理者の業務について紹介しています。5回目は「点呼の実施」をテーマに、I.点呼の実施状況と点呼未実施によるリスク、II.点呼の方法と内容、III.点呼場面の有効活用について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

法令における運行管理者の業務一覧

| 貨物自動車運送事業輸送 安全規則 第20条 | 運行管理者の業務 | 3つの分類 (管理者、管制官、教師) |
|--------------------------|--|-----------------------|
| 第1項 | 第1号 運任された運転者以外の運転禁止 | 管理者 |
| | 第2号 ドライバーの休憩・睡眠施設の管理 | |
| | 第3号 定められた勤務時間・乗務時間の範囲内での乗務割り当て | |
| | 第4号 酒気を帯びた状態にあるドライバーの乗務禁止 | |
| | 第4号の2 疾病、疲労などの理由により、安全な運転や補助ができない恐れがあるドライバーの乗務禁止 | |
| | 第5号 長距離運転、夜間運転での交代ドライバーの配置 | |
| | 第6号 過積載防止の指導・監督 | |
| | 第7号 貨物の積載方法の指導・監督 | |
| | 第7号の2 通行方法の指導・監督 | |
| | 第8号 点呼の実施 | |
| | 第9号 ドライバーごとの乗務記録 | |
| | 第10号 運行記録計の管理、記録保存 | |
| | 第11号 運行記録による記録不能車の運転禁止 | |
| | 第12号 事故の記録と保存 | |
| | 第12の2号 運行指示書の作成、変更指示、保存 | |
| | 第13号 運転者台帳の作成、備え付け | |
| 第2項 | 第14号 ドライバーの指導・監督、3年間の保存 | 教師 |
| | 第14の2号 ドライバーに適性診断を受けさせる | |
| | 第15号 異常気象時等のドライバーへの指示・措置 | |
| | 第16号 補助者に対する指導・監督 | |
| | 第17号 事故警報に基づく従業員の指導・監督 | |
| 第3項 | 乗務基準の作成 ※特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の場合 | 管理者 |
| 第4項 | 事業者に対する助言 | 管理者 |
| | 統括運行管理者による業務統括 | 管理者 |

出典：「貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条(運行管理者の業務)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I.点呼未実施が重大事故を引き起こすことも

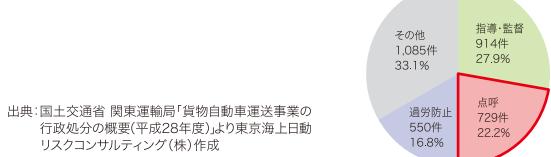
最初に、国土交通省の監査結果から点呼の実施状況について確認しましょう。2016年度、関東運輸局で実施した監査では、行政処分に係る違反事項が約3,300件指摘されています。そのうち、729件が点呼に関する事項で、指導・監督に次いで2番目に多い違反事項となっています【グラフ】。

点呼は、ドライバーやトラックが安全に運行できる状態であるかを確認し、ドライバーに安全運行のため必要な指示を出すため、実施が義務付けられています。点呼未実施の場合、法令違反となるだけでなく、

運行指示が不十分となり、経路や休憩する場所・時刻がドライバー任せになってしまいます。そのような状況が、重大な事故を引き起こす原因となってしまします。2016年1月に発生した軽井沢スキーバス事故では、運行前の始業点呼を実施していないことなど、安全を軽視した事業運営を行ってきたことが事故の背景にあると考えられています※。

※詳細は、事業用自動車事故調査委員会「事業用自動車事故調査報告書（特別重要調査対象事故）貸切バスの転落事故（長野県北佐久郡軽井沢町）」をご参照ください。

【グラフ】行政処分に係る違反事項



運行管理者業務、ここがポイント！

点呼未実施で行政処分を受けた件数は、指導・監督に次いで多くなっています。

II.点呼時にしっかり確認・具体的な運行指示

点呼は、原則として対面で実施します。たとえ、車庫と営業所が離れている場合や早朝・深夜に乗務が開始または終了する場合であっても、対面での点呼実施が必要です。一方、遠隔地で乗務が開始する、または終了するような場合であれば、電話や無線といった方法での点呼が認められています。Gマークを取得し一定の条件を満たせば、IT点呼（テレビ電話などをを使った擬似対面点呼）を活用することができます。

点呼の内容については、点呼の種類によりそれぞれ実施内容が異なります【表】。しかし、共通しているのは、

【表】点呼の種類と内容

| 種類 | 内 容 | |
|-------|-----------------|--|
| 乗務前点呼 | ドライバーから報告を求める事項 | ・日常点検の実施状況 ・酒気帯びの有無 ・疾病、疲労等の状況 |
| | 確認事項 | ・日常点検の実施状況 ・酒気帯びの有無 ・疾病、疲労等の状況 (携行品等の状況等) |
| | 指示事項 | ・運行の安全を確保するために必要な指示 運行経路／運行時間／運行上の注意／運行経路の道路状況及び気象状況等 |
| 乗務後点呼 | ドライバーから報告を求める事項 | ・道路及び運行状況 ・トラックの状況 ・事故又は異常の有無 ・運行した経路の道路、交通、気象の状況 ・交番運転者に対する通告 (乗務記録、チャート紙、携行品等の提出) |
| | 確認事項 | ・酒気帯びの有無 (ドライバーの運行状況に対する指導) (次の回の運行予定) |
| | 指示事項 | ・酒気帯びの有無 ・疾病、疲労等の状況 ・運行の安全を確保するために必要な指示 運行経路／運行時間／運行上の注意／運行経路の道路状況及び気象状況等 |
| 中間点呼※ | ドライバーから報告を求める事項 | ・酒気帯びの有無 ・疾病、疲労等の状況 |
| | 確認事項 | ・酒気帯びの有無 ・疾病、疲労等の状況 |
| | 指示事項 | ・運行の安全を確保するために必要な指示 運行経路／運行時間／運行上の注意／運行経路の道路状況及び気象状況等 |

※中間点呼は、乗務前、乗務後のいずれも対面で実施できない場合に必要となります。

出典：国土交通省 事業用自動車事故調査委員会 Webページ
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/personnelmanagement.html>より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

III.点呼場面を安全風土の醸成のために

点呼を貴重なコミュニケーションの場として、より有効に活用しましょう。例えば、「運輸安全マネジメントで策定した安全方針や目標、重点施策を周知・浸透する場」、「指導・監督における理解度を確認する場」

として活用するなどが考えられます。また、乗務後点呼のタイミングであれば、運行を振り返りながら安全運転を指導することができます。点呼場面を安全風土の醸成の一助として活用しましょう。